

家畜に使用するテトラサイクリン系抗生物質に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に関する審議結果についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 31 年 2 月 13 日～平成 31 年 3 月 14 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトの治療効果が減弱または喪失する可能性が否定できないのにリスクの程度は低度であると考えるのは国民の健康を最優先にしていないのでは？仮にリスクが低いとしても、リスクがある以上、このような物質の使用は認められるべきではない。 ・薬剤耐性菌については知見等が不十分な状況を鑑みれば、当面、この物質の使用は禁止すべきである。 	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っております。薬剤耐性菌に関する評価においては、「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価指針」（平成 16 年 9 月 30 日食品安全委員会決定）に基づき、発生評価、暴露評価及び影響評価を実施し、それらの結果を踏まえ、評価書案の表 38 及び 39 に示した考え方に基づき総合的にリスクを推定しています。評価結果に基づくリスク管理が実施されれば、食品を介した安全性は担保されるものと考えます。</p> <p>頂いた御意見は、動物用医薬品の承認、飼料添加物の指定等、リスク管理にも関係するものと考えられることから、リスク管理機関である農林水産省に伝えます。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。